

犬山市告示第79号

犬山市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項で準用する法第12条第1項の規定により公告する。

なお、法第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、法第13条第4項で準用する法第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、法第13条第4項で準用する法第12条第2項の規定により、下記の場所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月25日

犬山市長 原 欣 伸



記

- 1 法第13条第4項で準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果本計画の変更に対する意見書の提出はなし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
犬山市役所経済環境部産業課
犬山市大字犬山字東畑36番地